

2026年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会運営業務委託 公募のお知らせ

別添「2026年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会運営業務の委託企画提案募集要領」のとおり、企画提案を募集します。

1 委託業務の概要

「2026年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会運営業務」に関する業務一式

※ 詳細は別添仕様書のとおり

2 契約条件

(1) 委託金額限度額

2,482,453円（消費税及び地方消費税込み）

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出期限時点で「令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「3. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」のうち「03. 催事」が登録されていること。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を提案書受付期間に受けていないこと。
- (5) 愛知県内に本社・支社又は営業所を持つものであること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおり。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格（1）、（3）、（4）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を代表する事業者が、応募資格（2）、（5）の要件を満たす者であること。

4 説明会の開催

応募希望者を対象に、下記のとおり説明会を開催する。

(1) 開催日

2026年6月22日(月)

(2) 実施場所

愛知県庁会議室

(3) 参加申し込み方法

参加希望者は、2026年6月19日(金)正午までに電子メールにより申し込むこと。

E-mail : junkan@pref.aichi.lg.jp

※タイトルは「2026年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会運営業務 説明会参加申込」とし、本文中に、①社名・所属、②参加者氏名、③連絡先(電話、メールアドレス)を記載すること。

(注) 出席は必須条件ではないが、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を受けた場合、愛知県はその責任を負わない。

5 参加表明書等の提出

企画提案書の提出を希望する場合は、(1)の書類を作成し、「9 提出・問合せ先」に記載する場所に郵送又は持参により提出すること。

なお、提出期限までに提出のない場合は、企画提案には参加できない。

(1) 提出書類

企画提案参加表明書(様式1) 1部

※あわせて、会社パンフレット、決算報告書、定款など会社概要が分かる資料を提出すること。

(2) 提出期限

2026年6月29日(月)正午

6 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、別添「2026年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会運営業務委託企画提案募集要領」に基づき、下記に示す書類を作成し、「9 提出・問合せ先」に記載する場所に郵送又は持参により提出すること。

なお、5の参加表明書を提出していない者の提案書は受理しない。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書(様式2) 1部

(イ) 2026 年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会運營業務委託企画提案書

(様式 3) 7 部

※ 1 部を除いて、社名や、社名が推測できるような記述はしないこと。

※ A 4 ・ カラー ・ 両面刷りを基本とするが、図面等は A 3 も可とする。

(A 3 で印刷した場合は A 4 サイズに折り、綴じること。)

(ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 (様式 4) 及び添付書類 各 1 部

イ 提出期限

2026 年 7 月 2 日 (木) 正午 (必着)

(2) 事業内容等に関する質問

質問しようとする者は、質問票 (様式 5) に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。(質問票を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。)

ア 送付先

E-mail : junkan@pref.aichi.lg.jp

※タイトルは「2026 年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会運營業務 質問票 送付」とすること。

イ 受付期限

2026 年 6 月 30 日 (火) 正午

ウ 質問及び回答

質問及び回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、2026 年 7 月 2 日 (木) (予定) までに以下の愛知県ウェブサイトに掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/circular-proposal2026.html>

仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書の提出前に必ず確認すること。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

委託者が設置する審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、本県が定める審査要領に基づき総合的に審査を行い、最優秀企画提案書を決定する。審査会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 審査会

ア 開催日等

2026 年 7 月上旬 (7 月 2 日 (木) 以降、企画提案書提出者へ別途連絡)

イ 実施場所

愛知県庁内会議室（7月2日（木）以降、企画提案書提出者へ別途連絡）

ウ 実施方法（予定）

企画提案書の内容説明（10分間）、質疑応答（10分間）

（3）予備審査

企画提案の応募件数が4件以上の場合は、審査会の審査に先立ち、提出された企画提案書類について、以下により予備審査を行う。

なお、予備審査は非公開とし、審査者は公表しない。

ア 予備審査は企画提案書類を基に書面審査にて行う。

イ 審査基準は審査会のものに準ずる。

ウ 応募のあった全ての企画提案に順位を付け、上位3件を審査会へ付議する。

エ 予備審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。審査結果については、各提案者に対して文書で通知する。

（4）通知

審査結果については、各提案者に対して文書で通知する。

（5）契約

審査の結果、採択提案に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

（6）提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

ウ 提案者が当該公募に対して2以上の提案をしたとき。

エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

（1）企画提案は1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1企業共同体）あたり、1案とする。

（2）提出書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は、返却しない。

（3）これに定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、委託者が定める。

9 提出・問合せ先

住 所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県西庁舎7階

愛知県環境局資源循環推進課 循環グループ

電 話 052-954-6233 (ダイヤルイン)

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp

担 当 日野、服部